

第23期佐世保市農業委員会第10回総会議事録

1 開催日時 平成30年3月27日(火)9時30分から11時20分

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	堤 正英
事務局主幹	中里 忠義
事務局副主幹	坂井 通利

事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第94号議案 非農地証明願について
第95号議案 非農地通知について
第96号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別断面積の設定について
第98号議案 農用地利用集積計画(案)について
第99号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第100号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農用地利用配分計画解約通知について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農業振興地域整備計画変更申出の取下げについて

8 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第10回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、おはようございます。佐世保川の桜も満開のようでございます。いよいよ、農作業も繁忙期に入ってくるかと思っておりますけれども、今日は早朝より総会に出席いただきましてお礼を申し上げます。あと数日で新しい年度に入ろうとしています。皆様におかれましては、これまで以上のご協力を賜りまして、業務を遂行していかねばならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の届は出ておりませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。2番川上宗康委員、3番阿波茂敏委員、補充として4番長谷川清美委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
第94号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。第94号議案 非農地証明願について、ご説明します。

1番三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は心野町2筆、地目は登記畑、現況雑種地、面積2筆合計6,139㎡、願出の理由、平成19年7月3日、担保不動産競売により所有権を取得した。所有権を取得後、一度も農地には戻っておらず、現在も雑種地として利用している。参考事項としまして、こちらは心野高部配水池より北西に約300mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②-3-6に該当します。

2番早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は権常寺町、地目は登記畑、現況宅地、面積504㎡、願出の理由、昭和26年月日不詳、住宅を建築した。現在も宅地となっている。参考事項としまして、こちらは権常寺第五公園より南東に約150mの位置にあります。市街化区域で事由の②-1に該当します。

以上2件です。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、三川内地区。

4番 4番の長谷川です。3月24日に中里推進委員と現地調査に行きました。ここに書いてありますとおり、10年以上手つかずの状態山林化しており、問題ないものと見てきました。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 長谷川委員が言われたとおり問題はありません。

議長 次に、2番、早岐地区につきましては、私から報告します。

3月24日に久野推進委員と現地を確認しました。農地法施行前から家が建っていたということで、問題ありません。

地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 八並委員が言われたとおり問題はありません。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。この案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第94号議案については証明書を交付いたします。
次に、第95号議案 非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。第95号議案 非農地通知について、ご説明します。

今回の非農地通知案件は、196筆です。面積は106,523.79㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有93名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 この件につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

9 番 9番の井手です。96番の案件については、再確認の結果、農地として利用されていたので、通知の対象とはなりません。

2 番 2番の川上です。52番、53番の案件については、再確認の結果、農地として利用されていたので、非農地通知の対象とはなりません。

3 番 3番の阿波です。地目が宅地、現況が山林というのは、非農地通知の対象となるのですか。

事 務 局 はい。登記地目は宅地ですが、過去に農地として利用されていたことがあり、その後、農地ではなくなったということで通知を出すものです。

議 長 それでは、採決に入ります。52、53、96番を除いた案件について賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第95号議案については非農地通知を発出することとします。
次に、第96号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第96号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地有福町2筆、地目は登記畑、現況休耕地。面積計656㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地高花町、地目は登記田、現況田。面積2,792㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地高花町、地目は登記田、現況田。面積1,446㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町栗越2筆、地目は登記畑、現況畑。面積計1,128㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番の川上です。3月24日に北村推進委員と現地調査を行いました。譲受人の土地の隣接にあたり、譲受人はすべての農地を耕作されていますので問題ありません。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 譲受人の自宅が今回の土地のすぐ上にありますので、耕作には問題ないと思います。

議長 次に、2番3番、柚木地区。

8番 8番の小川です。3月25日に宮崎推進委員と現地調査を行いました。今回の案件については所有者が耕作できないということで、長年、2の方が借りて耕作しておられまして、農地を取得してほしいということでお願いがありまして、相談を受けていた案件です。なんとか話がまとまり、このたび申請がなされたものです。今までと変わらぬ耕作をされますので、問題ないものと思います。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 先ほどの報告のとおりで問題ありません。

議長 次に、4番、江迎地区。

1 7 番 17番の松永です。3月24日に小川推進委員と現地調査を行いました。過去に所有権移転を行うとなっていた土地なのですが、登記がなされていなかったもので、今回土地の整理をする中で判明したものです。すでにきれいに耕作してありましたので、問題ないものと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 周りは譲受人の農地であり、耕作もされているため問題ありません。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第96号議案について許可といたします。

次に、第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第97号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、ご説明いたします。

農地法第3条の許可を受け耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合、取得後50a以上の耕作面積を確保することが農地法第3条第2項第5号において必要とされています。この下限面積について、市町村は農業委員会で別段面積を定めることができるようになっております。また、農林水産省の通知により別段面積の設定や修正の必要性については、毎年農業委員会で検討することとなっております。よって、今後の別段面積を以下のとおり提案いたします。1番の別段面積とその適用地域については、記載のとおりであり、昨年と変更はありません。変更なしの理由ですが、次ページの参考にあります経営耕地面積については農林業センサスのデータを基にしています。この農林業センサスは5年ごとに行われている調査であるため、基礎数字が昨年と変わりません。また、一番下に記載しているとおり農地法施行規則第17条第1項第3号により設定区域内においてその定めようとする耕作農家数が、当該設定区域内の全農家数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることと規定されています。なお、この別段面積については、周知、公表することとなっております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件についてご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第97号議案について承認します。
次に、第98号議案 農地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第98号議案 農地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区1件、三川内地区2件、早岐地区6件、中里地区2件、吉井地区5件、世知原地区3件、宇久地区2件、小佐々地区1件、鹿町地区1件の計24件です。また、所有権の移転は、宮地区1件で、合計25件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の5、6、7番は、早岐地区の久野推進委員の案件になりますので、こちらを先行した形でご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、利用権設定案件の5、6、7番が久野推進委員に関する案件となっていますので、先に審議します。久野推進委員は一時退席願います。

～久野推進委員退席～

議長 5、6、7番の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは5、6、7番について承認いたします。久野推進委員は入室し、着席してください。

～久野推進委員着席～

議長 はい、それでは5、6、7番を除くほかの案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第98号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第99号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第99号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、大野地区3件、吉井地区1件の計4件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 この案件についてご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第99号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第100号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第100号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、宮地区1件、大野地区1件、吉井地区1件の計3件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第92号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 この案件についてご意見等がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第100号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。佐世保地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年2月15日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件、平成30年3月14日付局長専決事項として日宇地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年2月22日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件、平成30年3月14日付局長専決事項として早岐地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。農業施設として早岐地区1件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告5 農用地利用配分計画解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告5 農用地利用配分計画解約通知について、ご説明いたします。農用地利用配分計画について、宮地区1件、柚木地区2件の計3件解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、宮地区1件、吉井地区1件の計2件受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告7 農業振興地域整備計画変更申出の取下げについて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告7 農業振興地域整備計画変更申出の取下げについて、ご説明いたします。こちらは、先月の総会の際にご審議いただき意見回答した、相浦、九十九地区の案件について、3月19日付で取下げの願い出が出ております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 **【佐世保農業振興地域整備計画の事務取扱要領(案)について】**
市農業畜産課より事務取扱要領(案)の内容について説明。

事 務 局 **【非農地通知の取り扱いについて】**
非農地通知発出の取り扱いに係る運用通知の改正について説明。

事 務 局 **【4月のブロック会議について】**

事 務 局 **【4月以降の農業委員会業務予定について】**

議 長 ありがとうございました。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。